

山下江法律事務所主催 企業法務セミナー

第20回 「弁護士が解説 下請法のポイント」

～「下請いじめ」をしない、させないために～



山下江法律事務所では、3、7、11月の第4木曜日に企業法務セミナーを開催しています。次回セミナーの詳細は以下のとおりです。

- 対象：企業経営者様、経営幹部様、法務担当者様、その他ご関心のある方
- 日時：2017年7月27日（木）18:30～20:00
- 会場：Le Reve 八丁堀（ルレーヴ はっちょうぼり）
(広島市中区八丁堀1番8号 エイトビル2階)
- 受講料：顧問会社様 無料
一般の方 1名様につき 4,000円
- 特典：ご参加いただきました方は、1ヶ月以内に1時間の無料相談(1万円相当)ができます。
- セミナー内容：下請法(下請代金支払遅延等防止法)は、下請取引の公正化・下請事業者の利益保護を目的として制定された「下請いじめ」を規制する法律です。公正取引委員会は、昨年12月、中小事業者の取引条件の改善を図る観点から、「下請法に関する運用基準」を改正し、親事業者による違反行為事例を大幅に追加しました。
本セミナーでは、前記の改正を踏まえて、下請法の概要のほか、どのような行為が「下請いじめ」として規制対象となるのか、分かりやすく解説します。
- 懇親会内容：セミナー後に弁護士との会食をご希望の方と、会場近隣の店舗にて、会食の場を設けさせていただきます(会費は各自負担となります。お一人様4,000円程度の予定です)。人数の事前確認のため、お手数ですが裏面申込書にある会食の出欠欄にもご記入くださいますようお願いいたします。

講師 副代表・弁護士 田中 伸／山下江法律事務所



出身地 広島県三原市
広島大学附属福山高校卒業
一橋大学法学部卒業
平成9年10月 司法試験合格
平成10年4月 最高裁判所司法研修所入所
平成12年4月 司法修習終了・広島弁護士会に登録
平成23年4月 広島弁護士会副会長就任

▼▼▼お申し込みは裏面▼▼▼

参加者様の声
第19回「企業のための過労死、ハラスメント対策」より

A社 「過労死に的を絞ったセミナーは初めて参加したので参考になった。」

B社 「タイムリーな課題であったので大変参考になりました。ありがとうございました。」

C社 「自社に合わせて改めて考えることができ、参考になりました。」



▲セミナー風景



▲セミナー風景

山下江法律事務所主催 企業法務セミナー
第20回 「弁護士が解説 下請法のポイント」～「下請いじめ」をしない、させないために～
お申込み （申込期限 2017年7月13日（木））
FAXにて、このままご返信ください。FAX 082-223-2652

御社名

(フリガナ)

(名称)

参加者様ご芳名 （所属部署・役職もご記入ください）

(フリガナ)

(お名前)

ご住所 〒 一

【TEL】

【FAX】

セミナー後に弁護士との会食に 出席する ・ 欠席する

会費は各自負担となります（お一人様 4,000円程度を予定しています）。

店舗等の詳細につきましては、セミナーの約1週間前にお知らせいたします。

- 受付後、受講に関するご案内を FAX いたします。
- ご提供頂いた個人情報は、弊事務所からのご連絡以外には使用いたしません。



←第20回セミナー会場の地図

会場名 : Le Reve 八丁堀

場所 : エイトビル2階

(1階がすき家のビル)

お問い合わせ・お申し込み先

山下江法律事務所 企業法務チーム

TEL082-223-0695 FAX082-223-2652